別表 （第4条関係）

区分	使用料金			備考
	4時間以内	4時間以上8時間以内	8時間を超えて1時間毎の追加料金	
石倉ホール	無料	無料	無料	村、教育委員会及び公共的団体が使用する場合
	953円	1,905円	286円	上記以外で村民が使用する場合
	1,905円	3,810円	477円	営利、宣伝を目的とする場合及び村外の者が使用する場合
調理室（休憩室含む）	無料	無料	無料	村、教育委員会及び公共的団体が使用する場合
	191円	381円	96円	上記以外で村民が使用する場合
	381円	762円	191円	営利、宣伝を目的とする場合及び村外の者が使用する場合

附記

1 利用時間については、22時までとする。

2 石倉ホールと調理室（休憩室含む）を同時に使用した場合の使用料金は、合算した料金とする。

3 使用料金には、電気、水道、ガス代を含む。

4 その他、石倉使用について必要がある場合には、協議の上決定する。